

## (2) 成績評定考查基準（工事監理委託業務）

### （評定者）

第1 大阪広域環境施設組合業務委託成績評定要領第3条に定める評定者のほか、次に掲げる者を評定者とする。

- ① 担当職員 当該業務の担当係員とする。

### （評定の方法）

第2 評定者は、評定を行おうとする委託業務（以下「対象業務」という。）について、別添の工事監理委託業務成績評定基準（以下「評定基準」という。）により評定を行い、業務委託成績評定表（工事監理）（以下「評定表」という。）（別紙1）を作成するものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は、原則として行わない。

### （評定の時期）

第3 大阪広域環境施設組合業務委託成績評定要領第5条に定める評定の時期については、対象工事が複数年度にわたる場合においては、最終年度のみとする。

### （監督職員及び補助監督職員等の採点）

第4 監督職員、補助監督職員、担当職員及び検査職員の採点は、次による。

- ① 監督職員は、評定基準の③監督職員・検査職員用により採点を行う。
- ② 補助監督職員は、評定基準の②補助監督職員用により採点を行う。
- ③ 担当職員（各分野）は、評定基準の①担当職員用により採点を行う。
- ④ 検査職員は、評定基準の③監督職員・検査職員用により採点を行う。

### （評定点の算出）

第5 評定点の算出は、採点を行った監督職員、補助監督職員、担当職員及び検査職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

- ① 評定基準により、各採点者の配点比率を設定する。
- ② 各採点者の項目毎の配点は、評価項目毎の配点に評定基準に定められた得点率を乗じて算出する。
- ③ 各採点者の評定点は、評価項目毎の得点の合計に65点（標準点）を加算して算出する。
- ④ 評定点（中計）は、各採点者の評定点に配点比率を乗じた値を合計して算出する。